

## 「滋賀県地域福祉支援計画（原案）」に対して提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

### 1 県民政策コメントの実施結果

令和3年(2021年)7月12日(月)から令和3年(2021年)8月15日(日)までの間、滋賀県県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、「滋賀県地域福祉支援計画（原案）」について意見・情報の募集を行った結果、8名(団体・市町を含む)から16件の意見・情報が寄せられました。

これらの意見・情報に対する滋賀県の考え方は次のとおりです。

なお、取りまとめにあたり、提出された意見・情報の一部は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっています。

### 2 提出された意見・情報の内訳

項目	件数
第1章 はじめに	0
第2章 本県の地域社会を取り巻く現状	2
第3章 計画策定にあたっての県の基本的認識（総論）	0
第4章 基本理念と基本方針	0
第5章 今後取り組むべき重点事項	1
第6章 取組の内容	
I 地域住民の多様性が尊重され、「つながり、支え合う」地域づくりの推進	6
II 支援を必要とする人が必要な支援を利用できる、「だれ一人取り残さない」環境づくりの推進	7
III 教育機関・事業所・地域住民との協働で取り組む、「滋賀の福祉人」づくりの推進	0
第7章 計画に係る指標	0
第8章 計画の進行管理	0
合計	16

### 3 提出された意見・情報とそれらに対する県の考え方 別紙のとおり

別紙

「滋賀県地域福祉支援計画（原案）」に対して提出された意見・情報とそれらに対する県の考え方について

番号	頁	意見・情報等（概要）	意見・情報等に関する考え方
第2章 本県の地域社会を取り巻く現状			
5 障害者の状況			
1	13 15	児童虐待と同様に障害者虐待についても現状を記述すべきではないか。	<p>御意見を踏まえ、障害者虐待に加え高齢者虐待について、以下のとおり追記します。</p> <p>【追記】（本編P13） ※「3 高齢者の状況」部分 「高齢者虐待相談」、「通報件数」、「虐待判断件数」の推移</p> <p>【追記】（本編P15） ※「4 障害者」部分 「障害者虐待の通報、相談件数」の推移</p> <p>その他、虐待防止に係る施策についても追記しました。（番号：12）</p>
12重層的支援体制整備事業			
2	29	原案に相談支援包括化推進員の記述がない。重層的支援体制整備事業の相談支援体制の中で、相談支援包括化推進員に配置は重要であり、具体的な記述による位置づけが必要である。	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり追記します。</p> <p>【追記】（本編P29） ※「15 重層的支援体制整備事業イメージ図」部分 相談支援包括化推進員の役割を追記します。</p> <p>また、用語解説にも記載します。</p>
第5章 今後取り組むべき重点事項			
1 地域課題をめぐる課題等			
3	35	<p>4行目：修飾語が多すぎて理解が困難なため、特長を箇条書きにしてください。</p> <p>また、重層的支援体制整備事業は、「複雑・複合的な課題」や「狭間のニーズ」に断らないで、つながり続ける支援体制だが、計画案では、「あらゆる地域生活課題」に対応し得る「複合・複雑化する支援ニーズ」に対応する支援体制となつておらず、「狭間のニーズ」の記載がない。「狭間のニーズ」への支援でないところに特徴があるのであれば、国との違いおよび「包括的・重層的支援体制」の定義を明記して欲しい。</p>	<p>計画全体の体裁の統一化を図るため原案のとおりとします。</p> <p>また、「地域生活課題」については、第1章（本編P1）で、「重層的支援体制整備事業」については第2章（本編P29）で、それぞれ国の定義等も参考にしながら記載しているところであり、原案のとおりとします。</p> <p>なお、今後作成予定の用語解説において記載することを検討します。</p>

番号	頁	意見・情報等（概要）	意見・情報等に関する考え方
第6章 取組の内容			
I 地域住民の多様性が尊重され、「つながり、支え合う」地域づくりの推進			
【現状認識・課題】（3）福祉意識の向上と次世代育成			
4	36	<p>障害者理解や高齢者理解が不十分な現状で、福祉学習が「高齢者」と「障害者」に偏っているという表現を変更していただきたい。</p> <p>「現在の福祉学習は、『高齢者理解』」と「障害者理解」等を中心に行われていますが、」を「現在の福祉学習をさらに幅広く」に変更して欲しい。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p><b>【修正前】</b> 現在の福祉学習は、「高齢者理解」、「障害者理解」等を中心に行われていますが、児童福祉、生活困窮分野の理解を深める機会を持つことも重要です。</p> <p><b>【修正後】（本編P36）</b> 現在の福祉学習をさらに幅広く児童福祉、生活困窮分野への理解に広げることも重要です。</p>
5	36	<p>「高齢者、障害者理解だけでなく」を「高齢者、障害者理解に加えて」に変更して欲しい。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p><b>【修正前】</b> あらゆる地域住民が自主的に見守り活動等の必要性に気づき、具体的な活動につなげていけるよう、高齢者、障害者理解だけでなく生活困窮、子育て支援を含めた学び合いの機会が必要です。</p> <p><b>【修正後】（本編P36）</b> あらゆる地域住民が自主的に見守り活動等の必要性に気づき、具体的な活動につなげていけるよう、高齢者、障害者理解に加えて生活困窮、子育て支援を含めた学び合いの機会が必要です。</p>
【施策の方向性】（3）福祉意識の向上と次世代育成			
①ノーマライゼーション理念の普及・啓発			
6	37	<p>（3）福祉意識の向上と次世代育成において「障害の社会モデルの考え方の普及の推進」について記載していただきたい。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p><b>【修正前】</b> 福祉教育を推進し、ノーマライゼーション理念の普及を進めます。</p> <p><b>【修正後】（本編P37）</b> 福祉教育を推進し、ノーマライゼーションの理念や「障害の社会モデル」の考え方の普及を進めます。</p>

番号	頁	意見・情報等（概要）	意見・情報等に関する考え方
【具体的施策】（2）地域住民参加による地域の支え合い・助け合い活動の推進			
7	38	県の支援として、コロナ禍での地域住民の福祉活動に関するビジョンを示し、一定の助成を設けた新たな取組を提案するなど、活動の「環境づくり」のための具体的な支援（条件整備）の考え方を示すことが必要である。	いただいた御意見は、今後の施策を進める上で検討をさせていただきます。
①参加・活動の場、居場所づくり			
8	39	QODは障害者の生きる権利の否定につながっていくリスクがある。障害者も含む地域福祉支援計画に記載することは反対です。 ※QOD：クオリティ・オブ・デスもしくはダイイング	御意見の部分は高齢者に係る記述（「高齢者が・・・満ち足りた人生の最期を迎えること（QOD）ができるよう・・・」）であり、また、滋賀県レイカディアプランに記載しているとおりの内容となりますので、原案のとおりとします。
【具体的施策】（4）ユニバーサルデザインの推進			
9	43	ふりがななどに配慮し、利用しやすい情報保障を進めるとしているが、知的障がいのある人は、ふりがなをふればよいということではない。	御意見のとおりと考えており、本文において字の大きさ、配色、ふりがななど例示を示しておりますので原案のとおりとします。

番号	頁	意見・情報等（概要）	意見・情報等に関する考え方
II 支援を必要とする人が必要な支援を利用できる、「だれ一人取り残さない」環境づくりの推進			
【施策の方向性】（3）災害時要配慮者支援の推進			
10	46	災害時要配慮者支援の推進において、「要配慮者が安心して避難できる避難支援と避難所の整備を推進し、訓練等により事前に対象者と支援方法等の情報共有を図る」を追加して欲しい。	原案において、個別避難計画策定の策定支援や、避難所における福祉的配慮の推進等を図ることとしておりとします。
【具体的な施策】（1）様々な生きづらさを抱える本人および世帯などへの総合的な対応の推進			
11	46	課題に気づいた「滋賀の福祉人」によるアウトリーチ型の支援の必要性と重要性がさらに高まつてくるといえる。環境整備の一環として、警察の理解、協力のもと、許可証を付与する等して緊急対応（訪問）する車両の駐車を配慮する仕組みが必要である。	いただいた御意見は、今後の施策を進める上での参考にさせていただきます。
【具体的な施策】（1）様々な生きづらさを抱える本人および世帯などへの総合的な対応の推進			
②障害者			
12	47 48 49	障害者虐待についても、児童虐待と同様に具体的な施策を記述して欲しい。	<p>御意見を踏まえ、令和3年3月に策定した滋賀県障害者プランに基づき以下のとおり追記します。          また、同様に高齢者虐待についても、該当箇所に令和3年3月に策定したレイカディア滋賀高齢者福祉プラン、児童虐待防止について、令和2年3月に策定した滋賀県虐待防止計画に基づき追記します。</p> <p>【追記】（本編P47）          ※「①高齢者・認知症の人 ア高齢者」部分          高齢者虐待防止に向けて、市町等関係機関と情報共有を行い、虐待につながる要因分析や、その対応方法などを共有します。</p> <p>【追記】（本編P48）          ※「②障害者 ア障害者」部分          虐待の未然防止や早期発見、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等を図るために、事例検討などを行い、通報の受理や調査、一時保護を行う市町の取組を支援します。</p> <p>【追記】（本編P49）          ※「③子ども・子育て世帯 ア子ども・子育て世帯」部分          社会全体で児童虐待防止に取り組む意識を育むため、市町、関係機関、および企業などと協働し、オレンジリボンを活用した啓発活動を実施します。</p>

番号	頁	意見・情報等（概要）	意見・情報等に関する考え方
①自分からSOSが出せない人、孤立しがちな人			
13	54	<p>第2章「地域社会を取り巻く現状」、第6章取組の内容において「滋賀ならではの地域養護の取組の検討」、「自分からSOSが出せない人、孤立しがちな人」においてヤングケアラーの記載があるが、ヤングケアラーを1つのテーマとして取り上げるべきと考える。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正・追記します。</p> <p><b>【修正前】</b>  <b>①自分からSOSが出せない人、孤立しがちな人</b>        ・子育て家庭、<u>ヤングケアラー</u>を含む介護者等が感じる孤立感や負担感の軽減を図り、安心して生活が出来るよう、学校や福祉、医療等との一層の連携強化により、必要に応じたサービスにつなげる等の支援・相談体制の充実を進めます。</p> <p><b>【修正後】（本編P54）</b>  <b>①自分からSOSが出せない人、孤立しがちな人</b>  <b>ア SOSが出せない人、孤立しがちな人等</b>        ・子育て家庭、介護者等が感じる孤立感や負担感の軽減を図り、安心して生活が出来るよう、学校や福祉、医療等との一層の連携強化により、必要に応じたサービスにつなげる等の支援・相談体制の充実を進めます。        （※その他の項目は変更なし）  <b>イ ヤングケアラーとその家族</b>        ・各市町における包括的・重層的支援体制の整備への支援等を通じ、本人およびその世帯を支えられるよう努めます。        ・教職員やスクールソーシャルワーカーに向けた研修会や、要保護児童対策連絡協議会の場を通じ、ヤングケアラーへの支援について周知し、福祉や教育などの関係者の更なる理解促進に努めます。        ・職能団体と連携し、保健師や介護支援専門員の研修等の場を活用し、ヤングケアラーについて学ぶ機会を設けるなど、啓発・広報に取り組みます。</p>
【具体的施策】（3）災害時要配慮者の避難支援の推進			
①避難行動要支援者名簿の整備、避難行動要支援者の個別（支援）計画の策定			
14	56	<p>「個別（支援）計画」は災害対策基本法の表記に合わせて「個別避難計画」とはどうか。</p>	<p>避難行動要配慮者には避難に支援が必要な人がおられることが「個別（支援）計画」という表現をしておりましたが、令和3年の災害対策基本法改正により市町村における「個別避難計画」の策定が努力義務化されたこと等も踏まえ、御意見のとおり修正します。</p> <p><b>【修正前】</b>  <b>①避難行動要支援者名簿の整備、避難行動要支援者の個別（支援）計画の策定</b></p> <p><b>【修正後】（本編P57）</b>  <b>①避難行動要支援者名簿の整備、避難行動要支援者の個別避難計画の策定</b></p> <p>その他の関係個所につきましても同様に修正します。（本編目次、P46）</p>

番号	頁	意見・情報等（概要）	意見・情報等に関する考え方
【具体的な施策】（4）利用者の権利擁護			
①権利擁護の啓発・利用促進			
15	58	滋賀県権利擁護センターおよび障害者110番の記載はあるが、滋賀県高齢者権利擁護支援センターの記載がないため、滋賀県高齢者権利擁護支援センターを追記し、滋賀県の実情に応じた「権利擁護の仕組み」を示すべきではないか。	<p>御意見を踏まえ、以下のとおりに修正します。</p> <p><b>【修正前】</b> 滋賀県権利擁護センター、障害者110番において権利侵害や日常生活に関する相談対応、広報啓発等を実施、高齢者や障害者が、安心していきいきと地域生活が送れるよう権利を守ります。</p> <p><b>【修正後】（本編P58）</b> 滋賀県権利擁護センター、滋賀県高齢者権利擁護支援センターや障害者110番、各福祉団体に設置されている権利擁護サポートセンターなどが相互に連携し、権利侵害や日常生活に関する相談対応、広報啓発等を実施し、高齢者や障害者が、安心していきいきと地域生活が送れるよう権利を守ります。</p>
16	58	判断能力が不十分な人への支援を民生委員・児童委員の見守り活動が担うには、荷が重いと感じる。多機関の支援の手助けの一つの手段として、民生委員・児童委員の見守り活動があるのではないか。	<p>御意見を踏まえ、以下のとおりに修正します。</p> <p><b>【修正前】</b> 民生委員・児童委員が行う見守り活動などにより、判断能力が不十分な人への地域生活支援を促進します。</p> <p><b>【修正後】（本編P58）</b> 多機関の支援の手助けの一つの手段として、民生委員・児童委員の見守り活動を通じて、判断能力が不十分な人が発見され、必要な支援へつながるよう活動を支援します。</p>